

山口市立二島小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。また、国の基本方針を受け、平成26年2月には山口県の、5月には山口市のそれぞれ「いじめ防止基本方針」が策定された。

本校では、学校教育目標を「ふるさとに誇りを持ち、未来に向けて考え、はばたく児童の育成」とし、「かしこい子、やさしい子、たくましい子」をめざす児童像としている。特に、「やさしい子」は、人と人との関係の中で発揮される子どもの姿と捉え、人と人との間をつなぐ具体的な言葉や行動をとおして、他者理解、相互理解を深め、相手の立場を尊重したり思いやったりする態度を育てるよう努めてきた。また、「かしこい子」「たくましい子」は、いじめは許さないという毅然とした態度の育成や、他人の言動に惑わされることがなく自ら考え判断し行動できる子どもの育成へとつながるものである。

今後は学校単独で取り組むのではなく、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止に対する行動計画として、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

（「いじめ防止対策推進法 第4条」より）

(3) 求められる責務

①学校及び教職員

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。（「いじめ防止対策推進法 第8条」より）

②保護者

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

（「いじめ防止対策推進法 第9条」より）

(4) 基本的な認識

①いじめは、人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題である。

- ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

②いじめは、学校、家庭、地域の教育力が問われる問題である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

③いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる問題である。

- ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

④いじめは、発見が難しい問題である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

⑤いじめは、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(5) 基本的な姿勢

①学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

②保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子どもとかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校等に通報または相談する。

③子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

④地域社会として

- ・「地域の子どもは、地域で育てる」ことをめざし、すべての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

3 校内体制の確立

(1) いじめ防止対策委員会

①役割

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめを解消する取り組みを組織的に行うための中核組織として常設する。

②構成員

- ・校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・学級担任・養護教諭
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、児童相談所等の外部専門家を活用する。

③取組内容

いじめの未然防止・早期発見・いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次のことに取り組む。

業務内容

- ア いじめ未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童・保護者に対する相談及び支援
- エ いじめを行った児童・保護者に対する助言
- オ 専門的知識を有する者等との連携
- カ その他いじめの防止に係ること

具体的な取組

ア 通常時

- ・ 委員会の定期的開催
- ・ 年間活動計画・活動内容の作成
- ・ 保護者や地域への啓発・協力要請
- ・ 外部機関等との連携
- ・ 実態把握のためのアンケート等の実施と分析
- ・ 事例研究・道德教育・人権教育等の職員研修の企画・運営

イ 緊急時

- ・ 緊急いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・関係機関等との連携）
- ・ 調査の実施、情報の共有、結果の報告
- ・ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の提示・周知
- ・ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- ・ 保護者への情報提供

（２）指導体制

- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。
- ・ 状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

（３）教育相談体制

- ・ 学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。
- ・ 日常的な行動観察、児童や保護者との教育相談を実施する。

（４）教職員研修

- ・ 教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ・ いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめに関する研修を行う。
- ・ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。

（５）教育委員会への報告・連絡・相談

- ・ 「いじめ速報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

（６）家庭、地域、関係機関との連携

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について、PTA総会やコミュニティ・スクール、地域協育ネット、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ周知する。
- ・ 家庭、地域、主任児童委員や民生児童委員、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・ 教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、CA、関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

※1 S S W（スクールソーシャルワーカー）

学校だけでは解決が困難であり、関係機関等と連携を図った総合的・専門的な支援が必要な場合に、教育委員会が派遣する社会福祉士、精神保健福祉士等

※2 C A（カウンセリングアドバイザー）

重大事案（犯罪被害、学校事件・事故等）が発生し、緊急に児童生徒の心のケアや、保護者・教職員にカウンセリング・助言が必要な場合に、教育委員会が派遣する臨床心理士等

4 未然防止の取組

（１）発達指示的な生徒指導への取組

- ①教師と児童、児童相互のふれあいを一層大切にし、児童一人ひとりの理解に努める。
- ②児童一人ひとりに「出番」を与え、「役割」を果たさせ、その行動を「承認」することにより、児童の責任感や自信を育て、良いところを伸ばし、自己肯定感を高めていくように努める。

（２）心の教育の充実

- ①道徳や学級活動を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
 - ・一人ひとりのよさや違いを認めあえる学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・「いじめ」を取り上げた道徳の授業の実施
- ②授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。
 - ・体験活動（社会体験、自然体験、交流体験等）の充実
 - ・地域との連携・・・地域の素材・人材の活用
 - ・キャリア教育・・・夢や目標の実現に向けよりよく生きようとする日常の教育活動
- ③中学校区の幼・小・中学校で１２年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
 - ・二島中学校区小中連絡協議会
 - ・川東地区幼保小連絡協議会
 - ・二島幼稚園との交流活動、スタートカリキュラム

（３）いじめを許さない学校、学級づくり

- ①学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ②一人ひとりがみんなを支え、みんなが一人ひとりを支えているという支持的風土をつくる。
- ③常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

④規範意識の醸成に取り組む。

(4) コミュニケーション能力の育成

①人と人との間をつなぐ具体的な言葉や行動を通して、他者理解、相互関係を深め、相手の立場を尊重したり思いやったりする態度を育成する。

- ・あいさつ運動（児童会）
- ・コミュニケーションスキルの向上
- ・縦割り班活動による異学年交流

②自分の考えをもち、伝えあう学習活動

③聞く態度・・・児童の目と見てうなずいたり、相づちをうったりしながら聞く。

(5) 児童の主体的な活動の充実

①児童会活動、学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

- ・児童会活動の充実
学校行事の主体的な運営
委員会活動の充実
縦割り班活動の充実

②毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、児童会による主体的な取組を実施し、その取組状況を評価・分析し、一層の充実を図る。

(6) 日常的な実態把握、かかわり

①児童生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとのかかわり、信頼関係を築く。

②日常的な行動観察等により、子どもの状況をきめ細かく把握する。

(7) 保護者や地域住民との信頼関係の構築

①学校だより・学級だより、PTA総会、コミュニティ・スクール、地域協育ネット等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝える。

②家庭や地域からの情報提供に対する対応について知らせ、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

5 早期発見の取組

(1) 日常的な行動のきめ細かい観察

(2) 他の児童、保護者からの情報提供

(3) 作文や日記からの情報収集

(4) 生活アンケート「心のチェック」の実施（児童：毎週木曜日）

- ・週1回のアンケート調査の実施を確実にを行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑わしい場合は、直ちに対応する。

(5) 保護者個人懇談会・学校アンケートの実施（保護者）

- ・保護者からの情報提供や質問・意見に対し、全教職員で共通理解するとともに直ちに誠意をもって対応する。

(6) F i t の活用・・・学業、対人、環境等の適応状況の把握

(7) 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

① 定期的に行う教育相談

- ・学期に1回行う。（6月、10～11月、2月・・・各学年の実情に合わせる）
- ・アンケートをもとに、児童全員と面談を行う。

② スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーとの面談や助言が必要な場合は、教育相談担当から校長を通して連絡を取り、日時の調整を行う。

(8) 悩みごと等の相談機関の周知

- ・保護者、児童への周知方法

山口県いじめ防止基本方針「相談窓口一覧」に掲載

(9) 職員連絡会・職員会議による情報交換

- ・職員朝会・職員会議に生徒指導に関する時間を取り、全校児童を全職員で見守るための情報交換を実施する。

6 解決に向けた取組

(1) 初期対応

※問題行動等対応マニュアル「いじめ：初期対応、初期・中期対応」参照

① いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

② 対応チームの結成・・・いじめ防止対策委員会

③ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて事実が語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

④ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

- ア 被害児童とその保護者への対応
- イ 加害児童とその保護者への対応
- ウ 他の児童とその保護者への対応
- エ 関係機関への支援要請（必要に応じて）
- オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

⑤対応上の留意点

- ア 被害児童生徒とその保護者への対応

被害児童 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

- イ 加害児童生徒とその保護者への対応

加害児童 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪等を相談する。

- ウ 他の児童生徒及び保健者への対応

他の児童

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。

- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

（２） 中期・長期対応

※問題等行動対応マニュアル「いじめ：中期・長期対応」参照

①当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

②対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

③いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

④進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

⑤コミュニティ・スクール運営協議会への報告と支援事請

- ・コミュニティ・スクール運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

⑥関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

7 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

（１）未然防止

①情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、

ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

②家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、コミュニティ・スクール、地域協育ネット等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

(2) 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

(3) 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

(4) 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

8 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

- (1) 学校で「重大事態に類する事案」を認知した場合、直ちに報告する。(臨時報告)
 - (2) 教育委員会により、「重大事態である」と協議・判断され、調査の主体が学校に決定された場合、「二島小学校いじめ防止対策委員会」を調査組織とする。
 - (3) 調査組織による調査を実施する。
 - ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
 - ・いじめられた児童や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大限の配慮をする。
 - ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。
- ※「事実関係を明確にする調査」とは
- 「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。
- (4) 教育長に調査結果を報告する。
 - (5) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童及びその保護者に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)

令和6年4月26日 改訂